



愛知県議会ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/gikai/>

座談会開催のお願い

政治への疑問・提案何でも構いません。かわしま太郎にぶつけてください!!
三名以上お集まりいただければ、かわしま太郎がお伺い致します。お気軽にお声をお掛けください。詳しくはかわしま太郎事務所まで!



お問い合わせは

かわしま太郎 事務所
〒467-0813
名古屋市瑞穂区西ノ割町2-25
TEL 052-842-0014
FAX 052-842-0017
E-mail : taro-kawashima@etude.ocn.ne.jp

プロフィール

経歴

昭和50年 名古屋市瑞穂区に生まれる
昭和63年 名古屋市立瑞穂小学校卒業
平成 3年 名古屋市立津賀田中学校卒業
平成 6年 愛知県立明和高等学校卒業
平成 11年 明治大学文学部卒業
伊藤ハム株式会社入社
平成 12年 伊藤ハム株式会社退職

平成12年 特別養護老人ホーム オーネスト鳴海入社
平成18年 特別養護老人ホーム オーネスト鳴海退職
内閣官房副長官 参議院議員 鈴木政二秘書
平成19年4月 愛知県議会議員 初当選
現 在 建設委員会 委員
少子高齢化・人づくり対策特別委員会副委員長
自民党愛知県連 青年部長

資格

介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員(ケアマネージャー)

特技

柔道式段 妹尾道場(高田学区)門下

明和高校 柔道部主将

家族

父/和雄 母/陽子 弟/元気 弟/大三 祖母/静子

警察との連携で 児童虐待を根絶する!



平成22年11月議会におきまして、児童虐待に対する警察の役割について、および介護問題について質問させていただきました。自民党愛知県連県民運動局が行った名古屋市児童福祉センターでの視察をうけて、名古屋市議会、愛知県議会それぞれで我が党議員が積極的に活動した結果、平成23年度から市内2か所の児童相談所に警察官が派遣されることとなりました。今後も積極的に現場に足を運び、市政、県政にまたがる諸問題にもしっかりと取り組んでまいります。

かわしま太郎

かわしま太郎さん 県政活動報告

平成22年11月議会 一般質問において

児童虐待に対する警察の役割について

8月31日に名古屋市児童福祉センターを、11月24日に愛知県中央児童・障害者相談センターをそれぞれ調査してきたが、この2か所の調査を通じて感じたことは、児童の安全確保や一時保護と、家庭復帰支援の両方を、同じ児童相談所の職員が行っていることに矛盾があるということである。

児童相談所の対応が、消極的な「待ち」の姿勢から積極的な「介入型」へと変化した現在、児童の安全確保や一時保護といった、ときに法的強制力を働かせることが必要な業務は警察や司法が行い、児童相談所は得意分野である家庭復帰支援に特化した方がうまくいくのではないかと思う。

しかし、現状ではどちらの業務も児童相談所が行わなくてはならず、児童相談所が児童虐待通告を受け、児童の安全確認や一時保護を行う際に、虐待を否定する保護者から強く抵抗されたり、日常的な相談場面でも暴力的な保護者がいる等、相談担当職員の心労は高いと聞いている。

児童相談センター等の相談機関がこうした対応を適切におこなっていくためには、警察との連携協力が不可欠であり、警察が持っている捜査活動などのノウハウが大いに役立つのではないかと考える。

- 〈Q1〉 最近の愛知県内における警察による児童虐待事案の認知状況はどのようにになっているのか、また、昨年の児童虐待事件の検挙状況はどのようにになっているのか。
- 〈Q2〉 児童虐待事案に警察はどのように対応しているのか。
- 〈Q3〉 児童相談所への警察職員の派遣についてだが、県の児童相談センターでは平成21年度から、警察官OBを2名配置しており、また、全国的には現職の警察職員を児童相談所に派遣することにより、警察と児童相談所が緊密に連携を図る上で連絡調整や困難事例の家庭訪問への同行等を行わせ、大きな効果をあげていると聞いている。名古屋市の児童相談所には現在警察関係者が配置されておらず、多くの児童虐待相談がある名古屋市にも警察関係者を派遣すべきと考えるが、名古屋市の児童相談所への警察職員の出向や派遣について、どのように考えているのか。



かわしま太郎さん 県政活動報告の続き

Q1 | 児童虐待事案の認知状況と児童虐待事件の検挙状況について

A <警察本部長 答弁>

平成21年中に県内において警察が認知した児童虐待事案の件数は243件であった。これは平成16年と比較して約2.3倍に増加している。なお、本年は10月末現在で301件であり、すでに昨年を上回っている。平成21年中の児童虐待事件の検挙状況は、19件21名と、前年に比べ件数は同数だが、人員は2名増加している。

Q2 | 児童虐待に対する警察の対応について

A <警察本部長 答弁>

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、警察の重要な責務であり、児童相談所等の関係機関との緊密な連携を保ちつつ、児童の安全を最優先とした対応に努めている。具体的には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに児童相談所に通告するほか、事件化が必要な場合には迅速な捜査を行っている。また、児童虐待に適切に対応する上では、児童相談所等の関係機関との連携が不可欠であり、各自治体ごとに設置されている要保護児童対策地域協議会に積極的に参加することにより、情報の共有化を図っている。さらに児童虐待の防止等に関する法律第10条において、警察署長に対する援助の要請が定められており、児童相談所が行う安全確認、一時保護等に際し、児童又は担当者に対する保護者等の加害行為が行われるおそれがあるなどの場合については、警察官が現場に同行するなど必要な支援を行っている。

Q3 | 児童相談所への警察官の派遣について

A <警察本部長 答弁>

名古屋市内における児童虐待の認知件数は、県内全体の約半数を占めており、この中には児童の生命に関わる深刻な事案も含まれている。児童相談所と警察とが、より一層の連携を図っていくためには、児童相談所にとって対応が困難な事例について、警察が持っている捜査活動などのノウハウを活用していただくことも有効と思われる。こうしたことから、平成23年度から警部補級の警察官を市内2か所の児童相談所にそれぞれ派遣する予定である。

介護問題について

介護保険制度開始から10年を経過した現状を見てみると、介護職を辞めた方の多くは短期間で離職しており、介護労働安定センターの2009年度の調査では、離職者のうち1年未満で辞めたのは約43%、3年末満は約32%と約75%の方が就職後3年末満で介護現場を去っている。若手が育つ前に辞めてしまうため、介護現場は慢性的な人手不足となっている。介護人材は2007年度で約124万人だが、高齢化の急速な進展により2025年には約212万～255万人必要になるといわれている。今後、介護保険制度の維持のためにも、求められる介護の質を確保するためにも、介護人材の確保定着対策はかかせないと考える。

Q | 介護報酬の地域区分見直し等について

介護事業所の安定的経営が安定的雇用につながると考えるが、現行の介護報酬の地域区分・報酬単価は、地域の物価や賃金の水準をあまり反映しておらず、地域の実情に合った報酬単価となるようにしていくことで、介護事業所の収入を上げていかなくてはならないと考えるが、介護報酬について、現行の地域区分や報酬単価の上乗せ割合について、県はどのように考えているのか、また、地域区分や報酬単価の上乗せ割合にもっと物価や賃金等の水準を反映させるべきだと考えるが、県の見解を伺う。

A <健康福祉部長 答弁>

国では介護従事者の人件費の地域格差を反映させるために、介護報酬制度において地域区分ごとの単価を設定している。愛知県内は、名古屋市だけに高い報酬単価が設定されているが、名古屋市の周辺地域は賃金水準が高く、介護職員の需要も多いことから、名古屋市と同程度の賃金でないと介護職員の確保は難しい状況である。また、議員の指摘のとおり、青森県と比較して本県では、全域にわたって賃金等の水準が高い状況となっている。こうしたことから、現行の地域区分や単価設定には実態とそぐわない部分があると考えておる、地域の実態を踏まえ、早急に適正な地域区分等を設定するよう國に要望している。

Q | 介護職員待遇改善交付金について

介護待遇改善交付金は、国が全額負担で都道府県に基金をつくり、介護職員の待遇改善に取り組む事業者に対して、介護職員常勤換算で一人当たり月額1万5千円を介護報酬とは別に交付するものである。県当局のご努力もあって、制度開始当初は50%程度の申請率であったものが、平成22年3月末現在で、82%となっている。また、平成22年10月よりキャリアパス・定量的要件を導入することとしており、これらによって一定の待遇改善効果が期待できるものと思っている。

しかし、この事業は平成23年度末までのものであり、もし事業が継続されなければ、賃金改善を行った事業者はまさしく梯子をはずされたことになってしまう。そこで、介護職員待遇改善交付金について、施策の効果について県はどのようにとらえておられるのか伺う。また、介護職員待遇改善交付金について、事業の延長、もしくは介護報酬の中に組み込むなど、少なくとも現行の水準が交付されるように国に働きかけるべきだと考えるが県の見解を伺う。

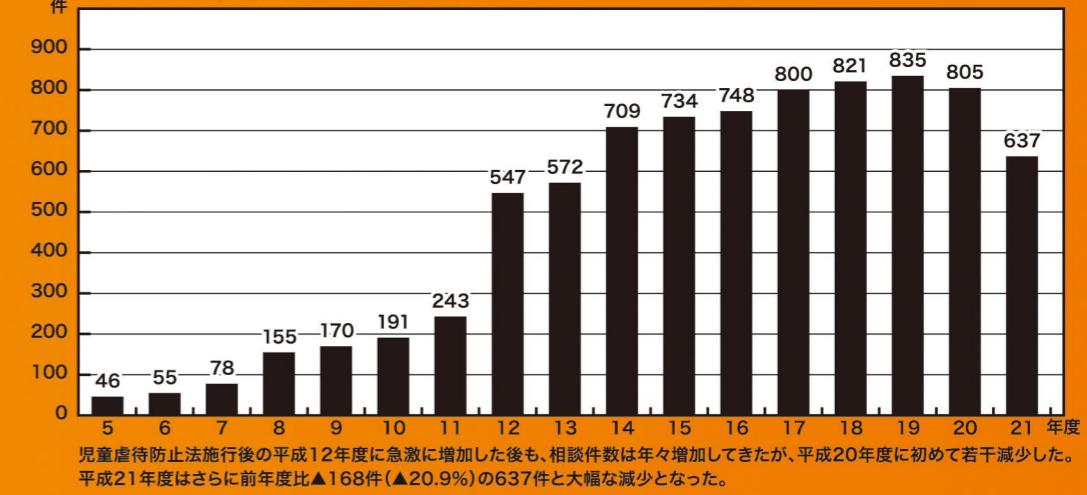
A <健康福祉部長 答弁>

本県が昨年度交付金を支給した事業所からの実績報告によると、この交付金によって、介護職員1人当たり月額平均14,400円の賃金改善がなされた。効果については、交付金導入後間もないために、十分な検証ができていないが、「募集し易くなった」、「離職する人が少なくなった」等の声を聞いている。このことから、この交付金は、介護職員の人材確保や定着にかなり寄与しているのではないかと考えている。

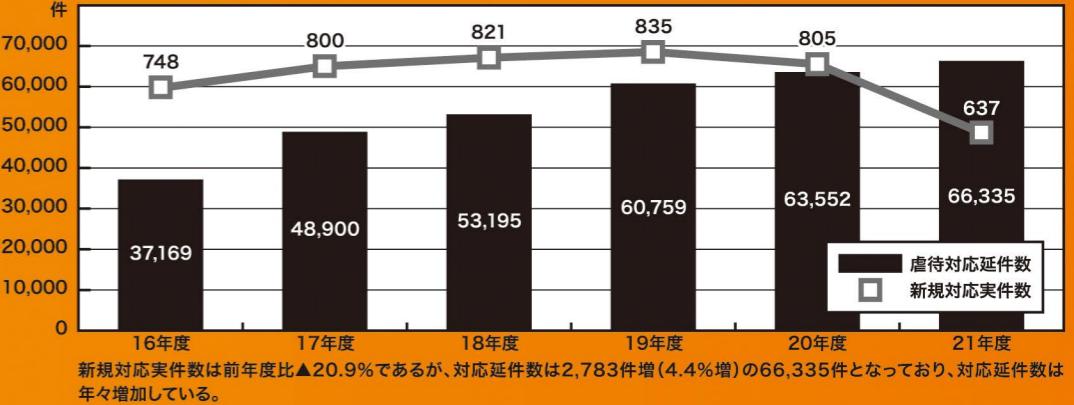
将来、介護人材の大幅な不足が見込まれる中で、人材の確保、定着を図るために待遇改善に取り組んでいくことは大変重要な課題であり、現在、この交付金事業終了後は、事業の延長や介護報酬改定で対応するなどの議論が行われているところである。本県としては、今後も待遇改善が国の財政措置による恒久的な制度として継続されることが必要であると考えており、本県単独での要望のほか、中部圏知事会等を通じても国に要望を行っている。

本県(名古屋市を除く)の平成21年度の相談実績がまとまりましたので、お知らせします。
※県健康福祉部児童家庭課調べ

児童虐待新規相談対応件数の推移



対応件数と対応延件数の推移



平成21年度都道府県別児童虐待新規相談対応件数

順位	都道府県	対応件数
1	東京都	3,339
2	大阪府	3,270
3	横浜市	2,466
4	千葉県	2,295
5	神奈川県	2,146
6	埼玉県	2,070
7	大阪市	1,606
8	広島県	1,182
9	兵庫県	1,154
10	北海道	1,055
11	福岡県	849
12	岡山県	759
13	滋賀県	745
14	名古屋市	741
15	茨城県	718
16	川崎市	715
17	奈良県	639
18	愛知県	637
67	鳥取県	68
全国*		44,210

(*)内の数字は名古屋市内で発生した児童虐待事案における検挙件数である。

警察の児童虐待事案への対応状況等

①警察の認知状況	17年	18年	19年	20年	21年	
	認知件数(件)	75	114	206	253	243
うち名古屋市内	34	49	80	120	137	

②検挙等状況	17年	18年	19年	20年	21年	
	検挙件数(件)	13(4)	13(5)	12(2)	19(5)	19(9)
検挙人員(人)	14(4)	17(5)	12(2)	19(5)	21(10)	
被害児童数(人)	13(3)	15(6)	13(2)	20(9)	21(9)	
死亡児童数(人)	2(1)	4	2	3	3(1)	

(*)内の数字は名古屋市内で発生した児童虐待事案における検挙件数である。

③援助要請の状況

③援助要請の状況	17年	18年	19年	20年	21年	
	総数	9(4)	9(4)	12(4)	7(3)	7(1)
一時保護	9(4)	5(2)	8(3)	5(1)	6(1)	
安全確認	0	4(2)	2	2(2)	0	
立入調査	0	0	0	0	1	
引渡要求	0	0	2(1)	0	0	

(*)内の数字は名古屋市内で発生した児童虐待事案からの援助要請件数である。

④児童相談所との連携状況

④児童相談所との連携状況	21年	22年(～9月)	
	要保護児童対策地域協議会	64(12)	53(16)
実務担当者会議	103(11)	85(23)	
個別ケース検討会議	7(1)	15(1)	

(*)内の数字は名古屋市の児童相談所との連携状況である。

1単位の単価と地域区分

1単位の単価	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
	施設サービス	10,68円	10,45円	10,27円	10,23円
訪問介護／訪問浴介護／夜間対応型訪問					